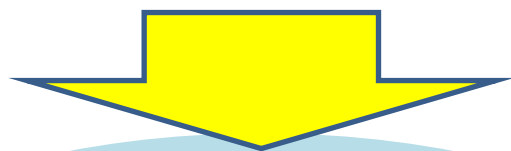


津波被災地域で業務を継続する 畜産関連業種従事者（獣医師、人工授精師等） の皆様を支援します

「被災家畜円滑処理・関連業種再開支援事業のうち畜産関連業種再開支援事業」

○津波被災地域における畜産農家の経営再建に当たり、獣医師、人工授精師、酪農ヘルパーなどの畜産関連業種従事者も地域には必須。



地域に、畜産関連業種従事者が不足し、経営継続が困難とならないよう、畜産農家の経営再開後、業務を継続する畜産関連業種従事者を対象として、都道府県が行う以下の取組に対し補助（1／2以内）します。

- ①他の地域でのそれぞれの技能・技術を生かした一時的な就業の斡旋や就業調整経費への助成
- ②それぞれの技能・技術の維持や回復を図るための研修経費への助成

事業実施主体：都道府県

対象となる地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち津波被害を受けた地域

対象者：津波により、家畜の飼養が困難となった地域の畜産関連業種で23年3月1日時点でその地域で開業または勤務していた者

お問い合わせは、
農林水産省生産局畜産部畜産企画課（03－3502－0874）まで
お尋ねください。